

お茶の水女子大学学報

昭和 58 年 5 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	4
諸報	15
海外渡航	15
健康診断	15
財形年金貯蓄制度の概要	15
昭和58年春の叙勲	17
名誉教授の称号授与について	17
訃報	17
新任者住所	17
職員の住所変更	18
職員の住所表示変更	18
日誌(抄)	18

関係法令

〔政 令〕

○勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令
(政令第37号、3月29日官報)

〔省 令〕

○文部省定員規則の一部を改正する省令(文部省令第8号、3月31日官報)

○国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令(大蔵省令第25号、4月30日官報)

〔規 則〕

○人事院規則(現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を改正する規則(人事院規則1-4、3月31日官報)

○人事院規則(職員の災害補償)の一部を改正する規則(人事院規則16-0、3月31日官報)

○人事院規則(災害を受けた職員の福祉施設)の一部を改正する規則(人事院規則16-3、3月31日官報)

○人事院規則(補償及び福祉施設の実施)の一部を改正する規則(人事院規則16-4、3月31日官報)

〔告 示〕

○日本育英会法施行令の規定による研究所等を指定した件の一部を改正する件(文部省告示第57号、4月23日官報)

学内規程

○お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学大学院外国人研究生規程を次のように定める。

昭和58年3月18日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学大学院外国人研究生規程

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学大学院規則第34条及び第49条の規定に基づきお茶の水女子大学大学院外国人研究生(以下「外国人研究生」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条 本学において特定の専門事項に関する研究に従事することを希望する外国人があるときは、当該研究科においてこれを適当と認め、教育・研究に支障がない場合に限り外国人研究生として受入れることができる。

(入学の時期)

第3条 外国人研究生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 外国人研究生として修士課程に入学することができる者は、大学院修士課程に1年以上在学又は本大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた女子とする。

2 外国人研究生として博士課程に入学することができる者は、大学院博士課程(後期)に1年以上在学又は本大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた女子とする。

(入学の志願)

第5条 外国人研究生志願者は、次の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

一 入学願書(別記様式)

- 二 履歴書
- 三 最終出身大学又は大学院の成績証明書、卒業証明書若しくは修了証明書
- 四 大学院在学中の者は在学証明書
- 五 最終出身大学の長又は関係教官の推薦書
- 六 健康診断書
- 七 日本語による自筆の研究計画書
- 八 戸籍謄本又はこれにかわるべきもの（出生証明書等）若しくは外国人登録済証明書
- 九 我が国に居住する保証人の保証書（合格者の決定）

第6条 研究科委員会又は研究科会議は、入学志願者について審査のうえ、合格者を決定する。
（入学の手續及び許可）

第7条 前条の審査の結果、合格した者は、入学料を所定の期日までに納めなければならない。

2 学長は、前項の手續を完了した者に入学を許可する。
（研究期間）

第8条 外国人研究生の研究期間は、6月又は1年とする。ただし、当該研究科においてその研究を継続する必要があると認めるときは、研究科長の申し出により学長は研究期間の延長を許可することができる。
（指導教官等）

第9条 外国人研究生は、指導教官の指導を受けて、研究に従事するものとする。
2 指導教官及び授業科目担当教官の承認を得て、当該研究に関連のある講義又は実験に出席することができる。
（研究証明書）

第10条 研究科長は、研究期間を終了した者から申し出があつたときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。
（授業料等）

第11条 外国人研究生に係る検定料、入学料及び授業料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。
2 外国人研究生は、授業料を所定の期日までに納めなければならない。
3 既納の検定料、入学料及び授業料は還付しない。
（諸規則の準用）

第12条 外国人研究生について、この規程に定めるもののほか、お茶の水女子大学学則及びお茶の水女子大学大学院規則等の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

別記様式

お茶の水女子大学大学院外国人研究生願書

写 真
6か月以内に
撮影したもの

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

氏名 印

わたくしは、このたび貴大学の研究生を志願しますから、許可くださるようお願いいたします。

志望大学院	研究科		専攻
ふりがな	(姓)	(名)	生年月日 19 年 月 日生
氏 名		国籍	
現在の身分			
学 位 名		取 得	年 月 日 19 年 月 日
本 国 での 連 絡 先			
現 住 所	電 話		
連 絡 先	電 話		
研 究 題 目	指 導 教 官	教 官 印	期 間
			19 年 月 ～ 19 年 月
検定料	月 日	円 受領印	特記事項
入学料	月 日	円 受領印	
授業料 (前期)	月 日	円 受領印	
授業料 (後期)	月 日	円 受領印	

氏名

区分	入学・卒業 年 月	履 歴 事 項	修学年数
学 歴	19 年 月 19 年 月	小学校入学 卒業	年
	年 月 年 月	中学校入学 卒業	年
	年 月 年 月	高等学校入学 卒業	年
	年 月 年 月 年 月	大学入学 卒業	年
	年 月 年 月 年 月	大学院入学 修了	年

職 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
これまでに受けた賞・奨学金等について記入すること。		
希望する課程に必ずしも入学を許可されるとは限らない。このような場合、大学の指示する他の課程に留学を希望するか。		
		1. 希望する 2. 希望しない
大学における身分は、学位に関係のない研究生であるが、後に大学院の正規課程の受験を希望するか。		
		1. 希望する 2. 希望しない (博士・修士)
すでに来日している者のみ記入	入国年月日	19 年 月 日
	在留資格	4-1- -
	在留期間	19 年 月 日~19 年 月 日
	旅券番号	第 号
	外国人登録済証明番号	第 号
備考		

○お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和58年3月18日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学大学院規則の一部を次のように改正する。

第2章第8節の節名中「外国人学生」の次に「・外国人研究生」を加える。

第34条第1項及び同条第2項中「委託生及び外国人学生」を「委託生、外国人学生及び外国人研究生」に改める。

第3章第7節の節名中「外国人学生」の次に「・外国人研究生」を加える。

第49条の見出し中「外国人学生」を「外国人学生等」に改める。

第49条第1項及び同条第2項中「外国人学生」の次に「及び外国人研究生」を加える。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。

昭和58年4月18日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を次のように改正する。

第2条の表食物学奨学基金の項中沿革の第5号の次に次の1号を加える。

六 昭和57年12月本学名誉教授山西 貞氏が教授退官の記念に本基金の趣旨に賛同し本学に寄附す。

附 則

この内規は、昭和58年4月18日から施行し、昭和58年1月17日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和58年4月27日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

20人	80人
20人	80人
20人	80人
30人	120人
50人	190人
35人	140人
27人	108人
202人	798人

第2条第2項の表文教
育学部の項中

を

20人	80人
20人	80人
20人	80人
30人	120人
50人	195人
35人	140人
27人	108人
202人	803人

に改め、同表中

合 計	412人	1,638人
-----	------	--------

を

合 計	412人	1,643人
-----	------	--------

に改める。

附 則

この規則は、昭和58年4月27日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学文教育学部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和58年4月27日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学文教育学部規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部規程の一部を次のように改正する。

第2条外国文学科の項中「50人 190人」を「50人 195人」に、同条計の項中「202人 798人」を「202人 803人」に改める。

附 則

この規程は、昭和58年4月27日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
58. 3. 16		富永 典子	文部教官(助教授生活環境研究センター)に採用する
58. 4. 1		釣見 保次	文部事務官(会計課守衛)に採用する
〃		内藤 俊史	文部教官(講師文教育学部)に採用する
〃		村松 晶子	文部教官(助手文教育学部)に採用する
〃		佐野 裕子	〃
〃		室伏きみ子	文部教官(助手理学部)に採用する
〃		最上 善広	〃
〃		吉村 博子	文部教官(助手家政学部)に採用する
〃		田中 享子	文部技官(家政学部教務職員)に採用する
〃		半澤美智子	〃
〃		松島 宏子	〃
〃		西沢奈津子	文部教官(助手大学院人間文化研究科)に採用する
〃		西村由美子	〃

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
58. 4. 1		内田 恵子	文部教官(助手大学院人間文化研究科)に採用する
〃		鶴飼 光子	〃
〃		上田のり子	文部教官(附属小学校教諭)に採用する
〃		佐藤 道幸	文部教官(附属中学校教諭)に採用する
58. 4. 3		佐伯 有一	文部教官(教授文教育学部)に採用する
(昇 任)			
58. 4. 1	文部事務官(施設課)	菊池 政樹	厚生課厚生係統戦主任に昇任させる
〃	文部教官(講師文教育学部)	富山太佳夫	助教授文教育学部に昇任させる
〃	〃	宮原 修	〃
〃	文部教官(助手大学院人間文化研究科)	駒城 素子	講師家政学部に昇任させる
(転 任)			
58. 4. 1	文部事務官(京都国立博物館次長)	小山 忠男	事務局長に転任させる
〃	文部事務官(筑波大学学校教育事業部業務課)	渋谷 正巳	入学主幹付に転任させる
〃	文部教官(附属高等学校教諭)	井上 正作	福岡教育大学講師教育学部に転任させる
(配置換)			
58. 4. 1	文部事務官(事務局長)	上田 一郎	群馬大学事務局長に配置換する
〃	文部事務官(学生課)	斉藤 正広	施設課に配置換する
〃	文部事務官(入学主幹付)	斉藤 実	学生課に配置換する
〃	文部事務官(東京学芸大学附属図書館閲覧課長)	窪田 一郎	入学主幹に配置換する
〃	文部事務官(入学主幹)	森 基泰	横浜国立大学入学主幹に配置換する
〃	文部教官(筑波大学教授体育科学系)	加賀 秀夫	教授文教育学部に配置換する
(併 任)			
58. 4. 1	文部教官(教授文教育学部)	頼 惟勤	附属学校部長に併任する 併任の期間は昭和61年3月31日までとする 評議員に併任する 併任の期間は昭和61年3月31日までとする
〃	文部教官(教授理学部)	荒木 忠雄	附属中学校長に併任する 併任の期間は昭和59年4月1日までとする
〃	文部教官(教授文教育学部)	犬養 廉	附属高等学校長に併任する 併任の期間は昭和61年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	文部教官(教授保健管理センター)	奥野 剛	保健管理センター所長に併任する併任の期間は昭和60年3月31日までとする
58. 4. 2	文部教官(教授文教育学部)	堤 精二	附属図書館長に併任する併任の期間は昭和60年4月1日までとする 評議員に併任する併任の期間は昭和60年4月1日までとする
〃	〃	〃	女性文化資料館長に併任する併任の期間は昭和60年4月1日までとする
〃	文部教官(教授理学部)	能村 堆子	理学部附属臨海実験所長に併任する併任の期間は昭和60年4月1日までとする
〃	文部教官(教授家政学部)	荒川 信彦	家政学部長に併任する併任の期間は昭和60年4月1日までとする 評議員に併任する併任の期間は昭和60年4月1日までとする
〃	文部教官(教授文教育学部)	浅井 清	評議員に併任する併任の期間は昭和58年9月30日までとする
〃	文部教官(教授家政学部)	中島 利誠	〃
(併任解除)			
58. 4. 1	文部教官(教授文教育学部)	木原 研三	附属小学校部長の併任を解除する 評議員の併任を解除する
58. 4. 2	〃	堤 精二	評議員の併任を解除する
〃	文部教官(教授家政学部)	荒川 信彦	〃
(命 免)			
58. 4. 1	文部事務官(会計課守衛)	菊地 豊	会計課守衛長を命ずる
(復 職)			
58. 4. 1	文部教官(附属小学校教諭)	澤本 和子	職務に復帰した
(辞 職)			
58. 3. 31	文部教官(講師文教育学部)	小池美佐子	辞職を承認する
〃	文部教官(助手文教育学部)	武田むつみ	〃
〃	〃	鈴木 桂子	〃
〃	〃	藤山 和子	〃
〃	文部教官(教授家政学部)	津守 真	〃
〃	文部教官(助手家政学部)	安藤 洋子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 3. 31	文部技官(家政学部教務職員)	山路 博子	辞職を承認する
〃	〃	神塙 正子	〃
〃	〃	中野 洋恵	〃
〃	文部教官(助手大学院人間文化研究所)	高木 幸子	〃
〃	〃	阿部 裕子	〃
〃	〃	本儀みどり	〃
〃	〃	加藤 直子	〃
〃	文部教官(附属中学校教諭)	甲斐 修	〃
58. 4. 1	文部事務官(会計課守衛)	大野 静	〃
〃	〃	橋本 正八	〃
〃	文部事務官(厚生課厚生係就職主任)	今城 ハル	〃
〃	文部事務官(附属学校部総務係庶務主任)	渡辺 昭子	〃
〃	文部教官(附属小学校教諭)	石田佐久馬	〃
(退 職)			
58. 4. 2	文部教官(教授文教育学部)	和田 久徳	昭和58年4月1日限り停年により退職した
〃	〃	中村 英勝	〃
〃	〃	小口 忠彦	〃
〃	文部教官(教授家政学部)	林 雅子	〃
〃	〃	矢部 章彦	〃
(臨時的任用)			
58. 4. 1	文部教官(附属小学校教諭)	大井 靖	昭和58年3月31日に限り任期満了により退職した

◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	教 授	伊関兼四郎	教務委員会委員長を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	浅井 清	教務委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
〃	〃	瀬野 信子	〃
〃	〃	小林 彰夫	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	教授	平野 孝	一般教育委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
"	"	石川 宏	一般教育委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	"	瀬野 信子	"
"	"	相田 浩	"
"	助教授	土屋 賢二	入試委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	教授	清水 碩	"
"	"	湯沢 雅彦	"
"	助教授 講師	宮原 修	学生委員会・学寮委員会・学生会館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
"	講師	藤枝 修子	"
"	助教授	本間 清一	"
"	"	小池 三枝	附属図書館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	教授	小川 剛	附属学校教育研究委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
"	"	式 正英	予算委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	"	丸山 有成	"
"	"	田口 恒夫	"
"	"	森 隆夫	附属学校運営委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	"	田中 翠	施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	"	中島 利誠	施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
"	"	矢部 章彦	施設計画委員会委員を免ずる
"	"	浅海 重夫	生活環境研究センター運営委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	"	立花 俊一	電子計算機室運営委員会委員を免ずる
"	"	澤島 侑子	電子計算機室運営委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	講師	栗原 尚子	附属臨海実験所運営委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	助教授	渡辺ヒサ子	図書選定委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
"	講師	亀井 理	"
"	助教授	松本 勲武	"
"	"	馬場 昭次	"
"	教授	大塚 雅彦	"
"	助教授	倉田 忠男	"
"	"	小池 三枝	"
"	教授	小倉 志祥	"
"	"	頼 惟勤	大学院研究科連絡委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	"	尾田 幸雄	"
"	"	中西 正城	"
"	"	立花 俊一	"
"	"	小倉 志祥	"
"	"	田口 恒夫	"
"	助教授	島田 淳子	食堂運営委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
"	"	倉田 忠男	"
"	教授	中内 敏夫	入学選抜方法研究委員会委員を命ずる 任期は昭和60年3月31日までとする
"	助教授	藤原 正彦	"
"	"	板倉 寿郎	"
"	教授	熊谷 直男	哲学科主任を命ずる
"	"	坂本 満	哲学科主任を免ずる
"	"	青木 和夫	史学科主任を命ずる
"	"	平野 孝	史学科主任を免ずる
"	"	井内 昇	地理学科主任を命ずる

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	教授	式正美	地理学科主任を免ずる
〃	〃	酒本雅之	外国文学科(英文学・英語学)主任を命ずる
〃	〃	野島秀勝	外国文学科(英文学・英語学)主任を免ずる
〃	〃	小川剛	教育学科主任を免ずる
〃	〃	〃	教育学科(教育)主任を命ずる
〃	〃	春日番	教育学科(心理)主任を命ずる
〃	〃	森下はるみ	舞踊教育学科(舞踊教育学)主任を命ずる
〃	〃	松本千代栄	舞踊教育学科(舞踊教育学)主任を免ずる
〃	〃	澤島侑子	数学科主任を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	石黒英一	物理学科主任を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	曾根興三	化学科主任を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	新関滋也	生物学科主任を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	小林彰夫	食物学科主任を命ずる
〃	〃	荒川信彦	食物学科主任を免ずる
〃	〃	伊藤秋子	家庭経営学科主任を命ずる
〃	助教授	富田守	家庭経営学科主任を免ずる
58. 4. 2	教授	青木和夫	施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和58年9月30日までとする
〃	〃	堤精二	施設計画委員会委員を免ずる
〃	〃	石川欣造	生活環境研究センター運営委員会委員を命ずる 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	荒川信彦	生活環境研究センター運営委員会委員を免ずる

◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
58. 4. 1		秋田稔	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		蜂屋亮子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1		護雅夫	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		青木康	〃
〃		石井素介	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		青木伶子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		遠藤宏	〃
〃		上野理	〃
〃		大曾根章介	〃
〃		原道生	〃
〃		楠山春樹	〃
〃		藤田秀雄	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		市村尚久	〃
〃		石崎朔子	〃
〃		横井茂	〃
〃		大平充宣	〃
〃		岩川紀子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		三林輝夫	〃
〃		八田清隆	〃
〃		近藤護	〃
〃		小林良二	〃
〃		杉原誠四郎	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		中森善治	〃
〃		山本礼子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		笹川孝一	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		本儀みどり	〃
〃		本郷さよ子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1		楳山喜代子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		諏訪 彰	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		西原 鈴子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		山本 富啓	〃
〃		武井 正子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		大藪五百子	〃
〃		荻上 紘一	講師(理学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		八木 江里	〃
〃		石森達二郎	〃
〃		小林 常利	〃
〃		浅島 誠	〃
〃		高杉 暹	〃
〃		橋本 徹	講師(理学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		藤田 長子	〃
〃		窪田 正八	講師(理学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		西沢 清子	〃
〃		小林寿太郎	〃
〃		川田 昇	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		石川松太郎	〃
〃		東畑 朝子	〃
〃		中浜 信子	〃
〃		平野美那世	〃
〃		菅原 珠子	〃
〃		利光 功	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1		中村 茂夫	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		吉田 敬一	〃
〃		林 隆子	〃
〃		横山 巽子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		増渕 宗一	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃		飯尾 晃一	〃
〃		小川 信子	〃
〃		老川 寛	〃
〃		中田 幸子	〃
〃		松田 幸子	〃
〃		中村由美子	講師(附属小学校)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
(任用更新)			
58. 4. 1	講師(文教育学部)	長塚 安司	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	林 良一	〃
〃	〃	荒川 幾男	〃
〃	〃	山中 裕	〃
〃	〃	松尾 葦江	〃
〃	〃	紅野 敏郎	〃
〃	〃	伊藤 虎丸	〃
〃	〃	佐治 俊彦	〃
〃	〃	大橋吉之輔	〃
〃	〃	工藤 昭雄	〃
〃	〃	三枝 幸夫	〃
〃	〃	鈴木 進	〃
〃	〃	木下 光一	〃
〃	〃	加納 晃	〃
〃	〃	安本 美典	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	講師(文教育学部)	大日向雅美	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	外山 友子	〃
〃	〃	柳沼 輝子	〃
〃	〃	松崎 京子	〃
〃	〃	井上百合子	〃
〃	〃	平尾 力哉	〃
〃	〃	諸井 誠	〃
〃	〃	山内 忠	〃
〃	〃	小池 松寿	〃
〃	〃	渡辺 三郎	〃
〃	〃	高久 淑子	〃
〃	〃	佐野 圭子	〃
〃	〃	柴田 善家	〃
〃	〃	橋 静香	〃
〃	〃	川添 利幸	〃
〃	〃	松井 毅	〃
〃	〃	井上美沙子	〃
〃	〃	篠塚久美子	〃
〃	〃	田中 亮三	〃
〃	〃	三谷 陽子	〃
〃	〃	山口 俊治	〃
〃	〃	吉岡 真弓	〃
〃	〃	喜多尾道冬	〃
〃	〃	中田 美喜	〃
〃	〃	中村由加利	〃
〃	〃	長谷川 洋	〃
〃	〃	松尾 直美	〃
〃	〃	支倉 寿子	〃

発令年月日	現職官	氏名	異動内容
58. 4. 1	講師(文教育学部)	後藤 辰男	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	金子美都子	〃
〃	〃	中沢 達夫	〃
〃	〃	田部井玲子	〃
〃	〃	水野 忠夫	〃
〃	〃	平松 圭子	〃
〃	〃	三須 徳次	〃
〃	講師(理学部)	久保内信子	〃
〃	〃	宮島 静雄	〃
〃	〃	竹沢 照	任用を更新する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃	〃	中村 孔一	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	本田 欣哉	〃
〃	〃	関本 年彦	〃
〃	講師(家政学部)	秋山 達子	〃
〃	〃	大戸美也子	〃
〃	〃	加勢瑠璃子	〃
〃	〃	中田 雅子	〃
〃	〃	武藤 安子	〃
〃	〃	松沢 孝博	〃
〃	〃	森 邦子	〃
〃	〃	吉川 晴美	〃
〃	〃	小池 五郎	〃
〃	〃	寺元 芳子	〃
〃	〃	松本エミ子	〃
〃	〃	松浦 静雄	〃
〃	〃	古松 弥生	〃
〃	〃	角田 光雄	任用を更新する 任期は昭和58年9月30日までとする

発令年月日	現職官	氏名	異動内容
58. 4. 1	講師(家政学部)	岡田 陽子	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	小川 春男	任用を更新する 任期は昭和58年9月30日までとする
〃	〃	竹内 整一	〃
〃	〃	浜島 教子	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	講師(附属小学校)	富岡 千代	〃
〃	講師(附属中学校)	谷口 恵子	〃
〃	〃	須田 義樹	〃
〃	〃	青島 朋子	〃
〃	〃	長谷部雅子	〃
〃	〃	木下 精子	〃
〃	講師(附属高等学校)	横井 正利	〃
〃	〃	片倉 照子	〃
〃	〃	植崎 弥生	〃
〃	〃	神保 侃司	〃
〃	〃	真部久美子	〃
〃	〃	磯貝 文男	〃
〃	〃	伊藤 式子	〃
〃	〃	島津 弘子	〃
〃	講師(附属幼稚園)	星合 昌子	〃
(併任)			
58. 4. 1	文部教官(埼玉大学教授)	伊藤 勝彦	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(東京大学助教授)	藤本 隆志	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
〃	文部教官(東京工業大学教授)	吉田 夏彦	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(筑波大学教授)	湯浅 泰雄	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	文部技官(東京国立近代美術館)	浅野 徹	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(筑波大学講師)	青柳 正規	〃
〃	文部教官(東京大学教授)	戸田 禎佑	〃
〃	文部教官(東京大学助教授)	高村 直助	〃
〃	文部教官(東京学芸大学助教授)	太田 幸男	〃
〃	文部教官(東京大学助手)	福井 憲彦	〃
〃	文部教官(東京学芸大学助教授)	桜井万里子	〃
〃	文部教官(千葉大学教授)	山田 安彦	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
〃	文部教官(筑波大学助教授)	高橋 伸夫	〃
〃	文部教官(宇都宮大学教授)	大友 篤	〃
〃	文部教官(一橋大学教授)	梅谷 文夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(東京大学教授)	丸山 昇	〃
〃	〃	伊藤 淑平	〃
〃	文部教官(一橋大学教授)	松本 昭	〃
〃	文部教官(東京大学助教授)	上島 建吉	〃
〃	文部教官(一橋大学教授)	河村錠一郎	〃
〃	文部教官(東京大学助教授)	塩川 徹也	〃
〃	文部教官(東京外国語大学助教授)	小野 正教	〃
〃	文部教官(山梨大学教授)	今野 喜清	〃
〃	文部教官(筑波大学教授)	下村 哲夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
〃	文部教官(東京学芸大学助教授)	児島 邦宏	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(東京工業大学教授)	坂本 昂	〃
〃	文部教官(東京大学助教授)	吉田 章宏	〃
〃	文部教官(東京外国語大学助教授)	阿保 雅行	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	文部教官(横浜国立大学教授)	梅本 二郎	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	文部教官(筑波大学教授)	成田十次郎	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(東京学芸大学教授)	嘉戸 脩	"
"	文部技官(東京国立文化財研究所)	三隅 治雄	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年7月31日までとする
"	文部教官(茨城大学助教授)	長谷川 敏	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	文部教官(東京芸術大学助手)	中野 俊也	"
"	文部教官(東京大学教授)	園田 恭一	"
"	"	柴垣 和夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(東京大学助教授)	広渡 清吾	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	文部教官(電気通信大学教授)	藤井 昇三	"
"	文部教官(東京外国語大学教授)	河島 英昭	"
"	文部教官(国立教育研究所)	渡部 宗助	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(東京学芸大学教授)	赤沢 英二	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	文部教官(東京大学教授)	大林 太良	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(筑波大学教授)	朝倉隆太郎	"
"	文部教官(東京学芸大学教授)	上野 修	"
"	文部教官(筑波大学講師)	菅野 健	"
"	文部教官(横浜国立大学教授)	千艘 光幸	"
"	文部教官(埼玉大学教授)	宮原 朗	"
"	"	渡辺 勝	"
"	文部教官(東京外国語大学教授)	朝倉 剛	"
"	"	千野 栄一	"

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	文部教官(東京外国語大学教授)	川辺 光	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(東京工業大学助教授)	新井 郁男	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	文部教官(東京大学教授)	関口 尚志	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(附属中学校教諭)	富松 京一	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	文部教官(保健管理センター教授)	奥野 剛	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(附属高等学校教諭)	園城寺信一	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	"	古屋 孝子	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(附属中学校教諭)	花田 修一	"
"	文部教官(附属高等学校教諭)	野口 和子	"
"	文部教官(附属中学校教諭)	門田 京子	"
"	文部教官(附属小学校教諭)	深山かつ子	"
"	"	阿久沢栄太郎	"
"	文部教官(附属高等学校教諭)	久保 昌	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	"	小田川恭子	"
"	文部教官(東京大学教授)	中村 得之	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(一橋大学教授)	鍋谷 清治	"
"	文部教官(東京大学教授)	高見 頼郎	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
"	文部教官(東京大学助手)	小川 建吾	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
"	文部教官(電気通信大学教授)	品田 正樹	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	文部教官(東京大学教授)	荻野 一善	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
〃	文部教官(東京工業大学教授)	笹田 義夫	〃
〃	文部教官(東京大学教授)	稲本 直樹	〃
〃	文部教官(東京医科大学教授)	外村 晶	〃
〃	文部教官(東京水産大学助教授)	有賀 祐勝	〃
〃	文部教官(東京大学助教授)	国分 征	〃
〃	文部教官(電気通信大学教授)	有山 正孝	〃
〃	文部教官(東京工業大学助教授)	高橋 正子	〃
〃	文部教官(横浜国立大学助教授)	橋本 吉彦	〃
〃	文部教官(埼玉大学教授)	祖父江茂登子	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(東京大学講師)	保志 宏	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
〃	文部教官(東京工業大学教授)	酒井 哲也	〃
〃	文部教官(横浜国立大学助教授)	杉野 正	講師(家政学部)に併任する 併任の期間を昭和59年3月31日までとする
〃	文部教官(附属幼稚園教頭)	堀合 文子	〃
〃	文部教官(附属中学校教頭)	曾我部泰三郎	〃
〃	文部教官(附属高等学校教諭)	武藤八恵子	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和58年9月30日までとする
〃	文部教官(理学部助手)	室伏きみ子	講師(附属中学校)に併任する 併任の期間は昭和59年3月31日までとする

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
58. 4. 1		栗原 明子	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		小林一二三	臨時用務員(会計課)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		江月 洋子	臨時用務員(会計課)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1		竹部 正二	技能補佐員(施設課)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		若月 トヨ	臨時用務員(学生課)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		中守 せい	臨時用務員(厚生課)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		百 清子	臨時用務員(入学主幹付)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		野崎 衣枝	事務補佐員(厚生課)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		柴田 桂子	事務補佐員(入学主幹付)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		沖野 裕子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		楠城 康生	〃
〃		幸野 保典	〃
〃		渡辺 恵子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		吉野 妙	〃
〃		中村 裕子	教務補佐員(文教教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		服部 典子	〃
〃		小寺 和代	〃
〃		加藤 弥生	〃
〃		正岡佳余子	〃
〃		広川奈緒美	事務補佐員(文教教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		中村 祐子	教務補佐員(文教教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		仲 真紀子	〃
〃		西本 縞子	〃
〃		桑原 和美	教務補佐員(文教教育学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1		家木真喜子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		佐々木すみれ	〃
〃		森川多佳子	〃
〃		伊勢 道子	〃
〃		中野 マリ	〃
〃		高橋 敏子	〃
〃		石野 康子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		西原久美子	〃
〃		藤巻喜美枝	〃
〃		青山みどり	臨時用務員(理学部附属臨海実験所)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		地引はるみ	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		館野 淳子	〃
〃		北村 佳子	〃
〃		山田サチ子	〃
〃		宇津木和子	教務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		浅見キヨノ	臨時用務員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月30日までとする
〃		坪井佳代子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		大石 容子	〃
〃		大塚 恵	〃
〃		高崎 禎子	〃
〃		吉田 美佳	〃
〃		矢ヶ崎美鈴	〃
〃		栗野美千子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和58年9月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1		長谷川紀子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		伊藤 洋子	〃
〃		渡邊 洋子	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		大久保八澄	〃
〃		三好 照子	教務補佐員(生活環境研究センター)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
58. 4. 16		角田とよ子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
(任用更新)			
58. 3. 31	事務補佐員(理学部)	井上喜代子	任用を更新する 任期は1日とする
58. 4. 1	事務補佐員(庶務課)	小甲 浩之	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	事務補佐員(会計課)	高島由貴子	〃
〃	見習員(会計課)	宮下 忍	〃
〃	事務補佐員(施設課)	鎌田 昭子	〃
〃	事務補佐員(学生課)	福嶋 良	〃
〃	〃	田中 和子	〃
〃	事務補佐員(学生課)	小栗美佐子	任用を更新する 任期は昭和58年5月31日までとする
〃	事務補佐員(入学主幹付)	飯草 泰子	任用を更新する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃	〃	高橋 正明	〃
〃	事務補佐員(附属図書館)	大澤三奈子	〃
〃	事務補佐員(文教育学部)	村野美奈子	〃
〃	〃	西川 紀子	〃
〃	教務補佐員(文教育学部)	大宮里麻子	〃
〃	〃	萩原 千鶴	〃
〃	事務補佐員(文教育学部)	加藤三由紀	〃
〃	教務補佐員(文教育学部)	池田世志子	〃
〃	〃	中村 弥生	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	教務補佐員 (文教育学部)	太田 孝子	任用を更新する 任期は昭和59年3 月31日までとする
〃	〃	金子 敦子	〃
〃	〃	横田みどり	〃
〃	臨時用務員 (理学部)	木村しづ子	〃
〃	教務補佐員 (理学部)	根田 紀子	〃
〃	〃	大田 尚子	〃
〃	〃	富田 裕子	〃
〃	事務補佐員 (家政学部)	大枝 由美	〃
〃	〃	尖戸 雅子	〃
〃	教務補佐員 (家政学部)	阿部千恵子	〃
〃	〃	大吉みのり	〃
〃	〃	中嶋 敏夫	〃
〃	〃	村木 浩子	〃
〃	〃	森脇真理子	〃
〃	〃	長尾 慶子	〃
〃	〃	天川 由美	任用を更新する 任期は昭和58年3 月30日までとする
〃	〃	稲垣富美子	〃
〃	〃	田澤 丸子	任用を更新する 任期は昭和59年3 月31日までとする
〃	〃	吉田 史子	〃
〃	〃	横田 明子	〃
〃	〃	野村 明代	任用を更新する 任期は昭和58年9 月30日までとする
〃	〃	都築 住代	〃
〃	〃	武藤 敦子	〃
〃	教務補佐員 (生活環境研 究センター)	毛利 佳世	任用を更新する 任期は昭和59年3 月31日までとする
〃	〃	河村としみ	〃
〃	臨時用務員 (大学院人間 文化研究科)	飯窪とみ江	〃
〃	臨時用務員 (附属学校部)	篠原とし子	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 4. 1	臨時用務員 (所属学校 部)	北村 キン	任用を更新する 任期は昭和59年3 月31日までとする
〃	〃	前田 良子	〃
〃	事務補佐員 (附属学校部)	中田千鶴子	〃
〃	〃	北村 千秋	〃
〃	〃	熊谷とも子	〃
〃	臨時用務員 (附属学校部)	五十嵐百蔵	〃
〃	〃	三森ふみえ	〃
〃	学校医(保健 管理センタ ー)	鈴木 二郎	〃
〃	学校薬剤師 (附属学校部)	高田 則久	〃
(併任)			
58. 4. 1	文務教官(東 京医科歯科大 学講師)	工藤 秀機	学校(医保健管理 センター)に併任 する 併任の期間は昭和 59年3月31日まで とする
〃	文部教官(東 京大学教授)	平山 宗宏	学校医(附属学校 部)に併任する 併任の期間は昭和 59年3月31日まで とする
〃	文部教官(東 京大学助教)	井上 直彦	学校歯科医(附属 学校部)に併任す る 併任の期間は昭和 59年3月31日まで とする
(退職)			
58. 3. 31	事務補佐員 (会計課)	栗原 明子	昭和58年3月30日 限り退職した
〃	臨時用務員 (会計課)	小林一二三	〃
〃	技能補佐員 (施設課)	竹部 正二	〃
〃	臨時用務員 (学生課)	若月 トヨ	〃
〃	臨時用務員 (厚生課)	中守 せい	〃
〃	事務補佐員 (厚生課)	八木 直子	〃
〃	臨時用務員 (入学主幹付)	百 清子	〃
〃	事務補佐員 (入学主幹付)	柴田 桂子	〃
〃	事務補佐員 (附属図書館)	沖野 裕子	〃
〃	〃	楠城 康生	〃
〃	〃	幸野 保典	〃
〃	臨時用務員 (理学部)	青山みどり	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
昭58.3.31	事務補佐員 (理学部)	石野 康子	昭和58年3月30日 限り退職した
〃	〃	西原久美子	〃
〃	〃	藤巻喜美枝	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58.3.31	教務補佐員 (理学部)	宇津木和子	昭和59年3月30日 限り退職した
〃	臨時用務員 (家政学部)	浅見キヨノ	〃
58.4.1	事務補佐員 (理学部)	井上喜代子	昭和58年3月31日 退職した

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
文教育学部 助教授	片岡 康子	シンガポール、ス リランカ、イン ド、ビルマ	昭和57年度「青年の船」の副 団長として参加のため	58.1.25～ 58.3.17	出張
家政学部 助教授	本間 清一	インドネシア	インドネシアにおける農産物 の保蔵、加工技術に関する研 究	58.3.21～ 58.3.27	〃
附属小学校 教諭	阿久澤 栄太郎	マレーシア連邦	北ボルネオ（東マレーシア、 サバ州）における植物の研究 調査のため	58.3.30～ 58.4.5	研修
文教育学部 助教授	宮島 喬	フランス共和国	フランス社会科学高等研究院 客員教授として社会科学高等 研究院現代日本研究センター の協賛している「現代日本に 関する共同活動計画」の枠組 のなかで協力するため	57.11.1～ 58.4.15	〃
理学部 教授	丸山 有成	中華人民共和国	新しい有機半導体及び有機光 伝導体の物性化学についての 共同研究	58.4.15～ 58.4.24	出張

○健康診断

事 項	実施期日	対 象 者	受診者数	実施場所
昭年57年度第2回特別定期健 康診断	昭和58年3月14日 昭和58年3月16日	人事院規則10-4別表第 三の業務のうちタイピス ト、守衛、自動車運転手	8人	保健管理センター

○財形年金貯蓄制度の概要

財形年金貯蓄制度は、我が国における急速な高齢化における老後生活を豊かで安定したものとするために、勤労者の計画的な自助努力による財産形成制度として設けられたものであり、税制面においては、勤労者が退職後であっても、非課税措置の適用が受けられるよう措置が講じられているものである。

制度の内容は、次のとおりである。

I 財形法関係

項 目	内 容
契 約 者	55歳未満の勤労者。 ただし、昭和59年9月30日までは、 年齢制限なし。
積 立 期 間	5年以上の期間にわたり、毎年一定 の時期に積立てを行うこと。 ただし、昭和59年9月30日までは、 3年以上で可。
据 置 期 間	積立終了後、据置期間を設ける場合 は、最終積立月から5年以内とす

項目	内容
年金支払開始	る。 満60歳に達した日以後契約で定める日。(積立終了日から5年以内の日)
年金支払期間	5年以上20年以内で契約で定める期間。なお、生命保険会社等では、終身年金が認められている。
年金の支払額、支払方法	1. 年金の支払額は、年金支払開始日の前日までに定め、毎年一定の時期に支払われる。 2. 年金の支払方法は次の方法によるものとされ、契約当初に定めることが必要。ただし、積立終了日までは変更できる。 (1) 定額 (2) 定率逓増 (3) 定額逓増 (4) その他労働省令で定める方法
払出し等の制限	積立金は年金の支払のほか払出し等はしないこと。
契約・制限契約内容の変更	1人1契約とする。 契約容の変更は、機関を經由して積立終了日までに行うことができる。
財形貯蓄契約から財形年金貯蓄契約への引継契約	昭和57年9月30日以前に締結した財形貯蓄契約は、昭和59年9月30日までの間に、引継契約をすれば財形年金貯蓄契約に変更することができる。 なお、引継契約の内容は、次のとおりである。 (1) 積立期間、積立方法、年金の支払期間及び年金の支払方法等を新しく契約する場合と同じく引継契約で決めることになる。 (2) 機関を經由して引継前と同一の金融機関とする。 (3) 預貯金等の区分は、引継ぎの前後を通じて同一の区分に属するものでなければならない。 (4) 財形貯蓄残高の全部を引き継ぐことが必要であり、一部の引継ぎは認められない。

II 租特法関係

項目	内容	
非課税限度額	非課税限度額	金融機関等
	元利合計 500万円	都銀、地銀、信託、長信銀、証券、労金、相銀、信金、郵便貯金等
	保険料合計 350万円 (預入元本方式)	生命保険、簡易保険等

項目	内容
退職等による課税	(注) 財形貯蓄と合わせて500万円を超えることができない。 積立終了日前に退職・転職等により、不適事由が生じたときは、次のとおり非課税扱が受けられなくなる。 (1) 利子等の計算期間が1年以下である預貯金等……不適格事由が生じた翌計算期から課税。 (2) 利子等の計算期間が1年を超える預貯金等……不適格事由が生じた日の1年経過後から課税。
転職・海外転勤	(1) 転職の場合は、6ヶ月以内に「特別財産形成非課税貯蓄の勤務先異動申告書」を提出することで引き続き積立てられる。 (2) 海外転勤の場合は出国日前に「海外転勤者の特別財産形成非課税貯蓄継続適用申告書」を提出することで非課税扱いが認められることになり、期間は3年間となっている。
積立ての中継	2年間中断すると、非課税扱が受けられなくなる。
要件違反	1. 積立期間中の払出し 積立終了日以前に払出しがあった場合は、全部解約については非課税となるが一部解約した場合は、翌日以降支払われる利息から課税される。 2. 据置期間中の払出し 据置期間中の払出しは、全部解約、一部解約のいずれの場合でも、解約の日以降支払われる利息から課税される。 3. 年金支払開始日以後5年以内の要件違反 年金支払開始以後5年以内に年金の支払以外の払出しを行った場合は、年金支払開始日から要件違反が生じた日までに支払われた利子等について追徴される。 4. 年金支払開始日から5年を超える期間の要件違反 年金支払開始日から5年を超える期間の要件違反については、据置期間中と同じ扱いになる。
財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告	財形年金貯蓄契約を行っている者は、積立終了日から2ヶ月以内に「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認

項 目	内 容
書の提出	「認申告書」を機関を經由して金融機関等に提出しなければならない。もし期限までに提出がない場合は課税される。
退職等申告書の提出	財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出した者は、その提出後退職した場合契約金融機関へ「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」を提出しなければならない。また、財産形成年金貯蓄者の退職等申告書の氏名又は住所に変更が生じた場合には、変更の届出書を契約金融機関に提出しなければならない。

○昭和58年春の叙勲

昭和58年4月29日、春の生存者叙勲で、本学名誉教授稲葉栄次、坂上治郎の各氏が、勲二等瑞宝章を受章され、また、本学名誉教授津山尚氏が、勲三等旭日中綬章を受章されました。

○名誉教授の称号授与について

本年4月1日停年により退官された下記の方に、本学名誉教授の称号が授与されました。

記

(授与年月日)	(氏 名)	(元 官 職)
58. 4. 27	和 田 久 徳	本学文教育学部教授
〃	中 村 英 勝	〃
〃	小 口 忠 彦	〃
〃	矢 部 章 彦	本学家政学部教授
〃	林 雅 子	〃

○計 報

伊吹知勢 名誉教授

名誉教授伊吹知勢氏には肺繊維症のため、4月11日逝去されました。享年76才。ここに謹んで哀悼の意を表します。なお、生前の功績により、正四位に叙せられました。

○新任者住所

○職員の住所変更

○職員の住所表示変更

- 3月2日(火) 開学記念事業委員会
- 3月4日(金) } 昭和58年度第2次学力検査
- 3月5日(土) }
- 3月7日(月) 大学院人間文化研究科会議、教務委員会
- 3月8日(火) 部局長会議
大学院人間文化研究科合格者発表
- 3月9日(水) } 会計検査院・会計実施検査
- 11日(金) }
- 3月12日(土) 附属幼稚園卒園式
- 3月14日(月) 事務連絡会議
- 3月15日(火) 学寮委員会・協議会、附属中学校卒業式、文部省退職手当・公務災害補償事務処理状況調査
- 3月16日(水) 各学部教授会、各研究科委員会
- 3月17日(木) 第2次学力検査合格者発表、保健管理センター運営委員会、入試反省会
- 3月18日(金) 評議会、施設計画委員会、停年退官者全学送別会
- 3月20日(日) 附属高等学校卒業式
- 3月23日(水) 卒業式・学位記授与式
- 3月24日(木) 附属小学校卒業式
- 3月25日(金) 生活環境研究センター運営委員会
- 3月28日(月) 学生委員会
- 4月4日(月) } 入学手続
- 4月5日(火) }
- 4月8日(金) 附属学校入学式
- 4月9日(土) 入学式
- 4月11日(月) 開学記念事業委員会、新入生オリエンテーション(11、12、13、16日)、附属幼稚園入園式
- 4月14日(木) 前学期授業開始、一般教育委員会
- 4月18日(月) 教育実習専門委員会
- 4月19日(火) 部局長会議、入学者選抜方法研究委員会、教務委員会
- 4月20日(水) 各学部教授会、各研究科委員会
- 4月21日(木) 国立大学図書館協議会東京地区総会(於東京工業大学)
- 4月26日(火) 部局長会議、生活環境研究センター運営委員会、学寮委員会、学寮協議会
- 4月27日(水) 評議会、大学院人間文化研究科会議、入学者選抜方法研究委員会小委員会、教育実習専門委員会、教育実習(早期分)説明会、関東甲信越地区国立学校施設部課長会議(於：東京大学)
- 4月28日(木) 学生委員会、電子計算機室運営委員会、事務連絡会議

日 誌 (抄)

- 3月1日(火) } 大学院人間文化研究科第2次試験
- 2日(水) }